

福岡県公報

平成30年6月12日
第3999号

目次

告示 (第569号 - 第575号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 2
 - 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 3
- ### 公 告
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 4
 - 平成30年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) 4
 - 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 6
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
 - 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) 6
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7
 - 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

内水面漁場管理委員会

- 筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間

- (漁業管理課) 7
- (漁業管理課) 8
- (畜産課) 9

- 平成30年度魚種別増殖目標数量
- 再 掲
- 家畜伝染病の発生

告 示

福岡県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年6月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	岩野線 黒木	八女市黒木町土窪501番3先から 八女市黒木町木屋13番1先まで

福岡県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

田川	一般 国道	322号	前	田川市大字夏吉306番1 先から 田川市大字夏吉223番3 先まで	7.7 ～ 18.0	161.0
			後	田川市大字夏吉306番1 先から 田川市大字夏吉223番3 先まで	13.5 ～ 19.0	

福岡県告示第571号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字大野8の15、8の16・8の23・8の24（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、8の25、8の27、字中尾228の8（次の図に示す部分に限る。）、228の17から228の22まで、228の33、228の36から228の38まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、228の39、228の40（次の図に示す部分に限る。）、228の41、228の44、228の45、228の46・228の48（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、228の49、228の50（次の図に示す部分に限る。）、228の53、228の54・236の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字大野8の16・8の23・8の24（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、8の26、8の28、字中尾228の8（次の図に示す部分に限る。）、228の32、228の34、228の35から228の38まで・228の40（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、228の42、228の46（次の図に示す部分に限る。）

、228の47、228の48・228の50（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、228の51、228の52、228の54・236の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月福岡県告示第3744号福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業福岡公共下水道

3 事業施行期間

昭和5年4月1日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年11月福岡県告示第3744号の事業地に次の区域を加える。

福岡市東区みなと香椎三丁目の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
飯介330	ひだ内科クリニック	飯塚市伊川548-1	H30・5・1	訪看・訪り・通り・居管・予訪看・予訪り・予通り・予居管
粕介歯65	医療法人美咲会のかたの森歯科こども歯科	糟屋郡志免町南里二丁目1-18	H30・5・1	居管・予居管
田川介歯131	赤村歯科診療所	田川郡赤村大字内田1204-3	H30・4・1	居管・予居管
古介薬31	花鶴丘薬局	古賀市花鶴丘一丁目6-1	H30・4・1	居管・予居管
古介薬32	野間薬局花見店	古賀市花見東五丁目1-34	H30・5・1	居管・予居管
小介薬37	そうごう薬局小郡中央店	小郡市小郡273-1	H29・12・1	居管・予居管
南筑後介薬6	クローバー薬局	八女郡広川町大字新代2341-1	H30・3・1	居管・予居管
田川介薬56	ひばり薬局	田川郡糸田町3800-8	H28・1・1	居管・予居管
宗遠居102	介護老人保健施設すずらん	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1189番地	H30・4・1	通り・短療・老保・予通り・予短療

福岡県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大介427	坂本内科医院	大牟田市黄金町一丁目294	H30・2・28
田川介歯129	赤村歯科診療所	田川郡赤村大字内田1204-3	H30・3・31
京介薬42	聖薬局犀川店	京都府みやこ町犀川本庄字道出180-11	H30・2・20
京居126	凜調剤薬局勝山店	京都府みやこ町勝山箕田319-2	H30・3・31
大川居56	はーと・なう訪問看護ステーション	大川市大字酒見96-1 セントラル陽光ビル3階	H30・3・31
田川居150	訪問看護ステーションあいあい田川	田川郡福智町赤池970-68	H29・12・31
大支72	ケアプランセンターすまいる青葉	大牟田市青葉町91-43	H30・3・31
柳居65	ヘルパーステーションH ARU	柳川市三橋町蒲船津371-5	H30・3・31

福岡県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関

から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳介歯70	なかしま矯正 歯科医院	柳川市三橋町蒲船津306 - 1	柳川市三橋町蒲船津 1404-1	H30・2・3
直居7	有限会社ト ータルケアサ ービス	直方市大字山部521-1	直方市大字感田461番 地3	H30・4・1

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 落札に係る契約事項の名称
平成30年度コピー用紙単価契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成30年5月18日
- 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件 名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	株式会社永池福岡支 社	大野城市大池二丁目24番 6号	25,264,051円

(2)	福岡地区	有限会社平田紙文具 事務機	福岡市中央区清川三丁目 31番1号	31,241,462円
(3)	北九州（北）地区	キングテック株式会 社	北九州市小倉北区東港二 丁目5番1号	9,257,436円
(4)	北九州（南）地区	キングテック株式会 社	北九州市小倉北区東港二 丁目5番1号	4,755,132円
(5)	筑豊地区	キングテック株式会 社	北九州市小倉北区東港二 丁目5番1号	9,438,336円
(6)	筑後（北）地区	株式会社内野	久留米市東合川五丁目10 番5号	9,861,436円
(7)	筑後（南）地区	株式会社内野	久留米市東合川五丁目10 番5号	9,941,184円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成30年4月6日

公告

平成30年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成30年8月31日 (金曜日)	午後1時00分から午後3時00分まで（ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時00分から午後2時30分までとする。）	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（(オ)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉

北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。

- (ア) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書） 1部
 - (イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部
 - (ウ) 履歴書 1部
 - (エ) 戸籍抄本（出願前6月以内に発行されたもの） 1部
 - (オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部
- イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの）を必ず同封すること。
- ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。
- エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

- ア 受験願書の受付期間は、平成30年7月2日（月曜日）から平成30年7月17日（火曜日）までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。
- イ 郵便による受験申込みは、平成30年7月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

- (1) 合格者の受験番号は、平成30年10月4日（木曜日）に発表する。発表は、各保健

福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、平成30年8月31日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課から各受験者に電話連絡をする。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
松本工業株式会社	北九州市小倉北区三萩野一丁目2番5号	平成30年5月31日	平成33年5月30日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ダイレックス前原店

(2) 所在地 糸島市前原西一丁目902番3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・糸島市の廃棄物対策を十分理解して販売で発生するごみをすべて回収し、ごみの分別の徹底と減量化及び資源化に努めること。

(2) 防災・防犯対策への協力

- ・夜間の出入口付近の交通安全対策及び防犯対策のため、照明灯の設置に努めること。

(3) 騒音の発生に係る事項

- ・空調機の室外機が西側住居付近に設置する計画であるため、防音壁等による防音対策に努めること。

(4) 廃棄物に係る事項等

- ・リサイクル法により持ち込まれる家電製品等の廃棄物置場を完備することにより、近隣住民に迷惑をかけることのないよう対策を講じること。
- ・建物内から排出する廃棄物の処理に関し、特に生ごみ排出時において、周辺への悪臭の拡散等を防止するため、保管施設の密閉性を確保するとともに、必要に応じて適正な温度管理を実施して、防臭・除臭に対して適切な対策を講じること。

(5) その他

- ・惣菜等の調理加工を行う計画であるため、臭気苦情が生じることのないよう排気位置等について十分な対策を講じること。
- ・広告物を掲出する場合、建設課と別途協議すること。
- ・店舗開店の際、道路上の電柱等に看板を設置しないこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社クスヤ	株式会社クスヤ黒木店 八女郡黒木町大字本字大野原944-1、944-2、944-3、 945-1、946-1、946-2、947-1 外3筆

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市金生土地改良区	平成30年5月30日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営植木地区土地改良（農業用用水施設整備）事業計画書の写し	平成30年6月12日から 平成30年7月10日まで	直方市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市津古字牟田1203番1及び1203番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市梅満町1163-4 ワイズエステムコート花畑203号 工藤 嘉公

福岡市東区美和台一丁目34-2 龍 大輔

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市花見が丘一丁目262番1から262番6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市花見が丘三丁目3番21号

椀村 公彦

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産資源の保護及び増殖を図るため、水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成30年6月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ200メートルの基線と平行な線
 イ線 基線から上流方向へ600メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

平成30年9月15日から平成32年11月15日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成30年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成30年6月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口勝良

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 移植放流	70,000尾 100,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		やまめ	種苗放流	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10カ所
		うぐい	産卵床造成	8カ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		かに	種苗放流	2,000尾
		えび	種苗放流	10,000尾

内共第2号	下筑後川漁業協同組合	わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	6,000尾
		おいかわ	種苗放流	50,000尾
		すっぽん	種苗放流	500尾
		かに	種苗放流	5,000尾
	えび	種苗放流	50,000尾	
	筑後川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	200キログラム
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		かに	種苗放流	3,000尾
えび		種苗放流	5,000尾	
甘木漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000尾	
	こい	なし	なし	
	うなぎ	種苗放流	1,200尾	
	やまめ	種苗放流	15,000尾	
	おいかわ	産卵床造成	2カ所	
	かに	種苗放流	4,000尾	

内 共 第3号	下 筑 後 川 大 大 野 川 上 上 新 島 川 柳 浜 田 沖 漁 業 協 同 組 合	わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒(受精卵)
		こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	6,000尾
		か に	種 苗 放 流	3,000尾
		え び	種 苗 放 流	20,000尾
内 共 第5号	八 木 山 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	な し	なし
内 共 第6号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
		こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	2,000尾
		お い か わ	産 卵 床 造 成	1カ所
		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
		内 共 第7号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ
こ い	な し			なし
ふ な	種 苗 放 流			100キログラム
う な ぎ	種 苗 放 流			1,200尾

		やまめ	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産 卵 床 造 成	1カ所
		すっぼん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
内 共 第8号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	な し	なし
		あまご	種 苗 放 流	1,000尾
		おいかわ	産 卵 床 造 成	3カ所
内 共 第9号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産 卵 床 造 成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第551号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成30年5月31日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1頭	大牟田市	平成30年5月31日